主 文

本件申立を却下する。

理 由

被告訴訟代理人の本件申立の趣旨及び理由は別紙移送申立書記載のとおりである。 一、管轄違いにもとづく移送の申立について

原告は被告の住所が東京都新宿区であるのに、被告組合の宮城支部の所在地を管轄する当裁判所に本件訴を提起して来たことは記録上明かであるところ、成立に争いのない乙第一号証および証人Aの証言によれば、被告組合が所属組合員を除名するためには同組合の大会あるいは中央委員会の決定によるべきことが同組合の規約上定められており、本件においても、被告組合は昭和四三年二月八日の中央委員会において原告を除名処分にした事実が認められ、右事実よりすれば本件訴が当裁判所の管轄に属するかどうかは多少の疑問なしとしない。

しかし、成立に争いのない、乙第一号証、双方弁論の趣旨から成立を認められる 乙第二号証の二によれば、被告組合は基金本部及び各都道内県の基金事務達成 部を設け各支部には支部総会及び支部執行委員会が設置され、組合の計監を るため、支部役員として、正従うとと書記の規約に則って任務を資格 を設けるままたにします。ととして採用されたものだが、属する ととなっている。組合員は基金の職員として採用名様印のうえ、 の経費は基金の職員として採用名様ので、 をできるに加入しようとするでは基金のでは、 は、また脱退にでするは、 は、また脱退にですのとまるでは、 は、また脱退にでするととの の経費は組合にして、 は、また脱退にでするとと は、また脱退にでするとと は、また脱退にでするとと は、また脱退にでするとと は、また脱退にでするとと は、またいる。 をできる。 おいる。 をできる。 おいる。 をできる。 おいる。 をいいる。 をいいのの。 をいいる。 をいる。 をいいる。 をいいる。 をいる。 を

二、被告の損害または遅滞を避けるための移送申立について

一、版目の場合をには 前記甲第一、二号証によれば、本件は宮城地方労働委員会に原告が証人として証言したことが事件の発端となったことが明かで、原告は宮城支部所属組合員であつて、仙台市に在住していることおよび本件除名処分にあたり宮城支部の果した前記説示の役割等よりすれば証人等はむしろ当裁判所管内に居住するものの尋問申出が多く予想される。以上の事実を総合すれば本件訴を東京地方裁判所に移送するよりも当裁判所において審理を進めた方が訴訟の遅滞と損害をさけ得るものと認められる。

よつて、被告の申立はいずれも理由がなく主文のとおり決定する次第である。 三浦克己 千葉庸子 平良木登規男) (裁判官

別紙

申立の趣旨

本件を東京地方裁判所に移送する旨の決定を求める。

申立の理由

- 、民事訴訟法第三○条による管轄違に基ずく移送 (イ) 民事訴訟法第五条による管轄なきことの主張 民事訴訟法第五条による特別裁判籍については、財産権上の訴に限り認められる ことは条文上明白である。とするならば、本件の如き、組合員除名という人事事件 については本条の適用はないものといわねばならない。よつて、民事訴訟法第五条 に基ずく特別裁判籍の主張は妥当でない。

(ロ)民事訴訟法第九条に該当せぬことの主張

民事訴訟法第九条による特別裁判籍については「其の事務所又は営業所に於ける 業務に関するものに限り」認められるものである。本件の如き組合員除名という人 事事件について考えるに商品の売買の如き、業務に関するものとは全く異なるもの であり、本件に於ては業務に関するものとは到底考えられない。よつて、民事訴訟 法第九条に基ずく特別裁判籍の主張は妥当でない。

(ハ) 民事訴訟法第一五条に該当せぬことの主張

民事訴訟法第一五条による特別裁判籍については、不法行為による財産法上の請 求に関するものであり、組合員除名処分無効確認の訴についてはあたらない。よつ て、民事訴訟法第一五条に基ずく特別裁判籍の主張は妥当でない。 以上の如く、特別裁判籍が認められないとすると、裁判籍の原則たる被告の普通

裁判籍に訴を提起せねばならない。

1、民事訴訟法第三一条による損害又は遅滞を避けるための移送の申立

本事件は正に人事事件に属するものであり、こと人事に関する一切の所轄につい ては主たる事務所の所在地たる東京でなしているわけであり仙台市に於ては、人事 に関する事務取扱は一切なされていない。

それ故、本件訴訟が仙台市でなされるとすると、人事に関する一件書類、関係人 等がすべて仙台におもむかねばならず、それにては徒らに多額の費用と訴訟の遅延 を生ずるおそれがあるので、本件を東京地方裁判所に移送されるのを相当と思料 し、本申立をする次第である。